

微小光学研究会規程

第1条(名 称)

この研究会は、微小光学研究会(以下、本研究会とする)、英語名 Microoptics Group と称する。

第2条(目 的)

本研究会は、微小光学研究の推進および微小光学技術の普及/発展をはかることを目的とする。

第3条(事 業/活 動)

本研究会は前項の目的を達成するために次の事業/活動を行う。

1. 研究会などの主催、および国際会議の運営。
2. 微小光学研究分野に関わる広報活動。
3. その他本研究会の目的達成に必要な事業/活動。

第4条(構 成/ 会 員)

1. 本研究会は、前項の目的に賛同する者(会員)により組織する。
2. 会員種別は、一般会員および賛助会員とする。
3. 一般会員は、研究会参加者とする。
4. 賛助会員は、機関誌(MICROOPTICS NEWS)を購読する個人、法人等を含む本研究会の賛助者とする。

第5条(会 費)

本研究会は、会費を徴収しない。

第6条(組 織)

1. 本研究会に代表1名、および副代表1名、運営委員会、実行委員会、顧問、会友をおく。
2. 代表および副代表は、運営委員または実行委員の推薦により、運営委員会の承認をもって就任する。
3. 代表は、研究会を総括し、副代表は代表を補佐し、代表に事故あるときはその職務を代行する。
4. 代表、副代表の任期は定めない。
5. 国際会議については、本研究会が主体となった組織委員会を開催毎に創設し、応用物理学会に主催を申請するものとする。

第7条(運営委員会)

1. 本研究会に運営委員会として次の委員をおく。
委員長1名、副委員長1名、委員約35名(委員の数は定めない)。
2. 委員長、副委員長および委員は運営委員または実行委員の推薦により、運営委員会の承認をもって就任する。
3. 運営委員会は、本研究会の最高議決機関として運営をつかさどる。
4. 委員長は、運営委員会会務を総括し、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。
5. 委員長、副委員長、委員の任期は定めない。

第8条(実行委員会)

1. 本研究会に実行委員会として次の委員をおく。
委員長1名、副委員長1名、委員約35名(委員の数は定めない)。
2. 委員長、副委員長および委員は運営委員または実行委員の推薦により、実行委員会の承認をもって就任する。
3. 実行委員会は、本研究会に必要な事業の企画立案、それに関わる活動を実施する。
4. 委員長は、実行委員会会務を総括し、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職

務を代行する。

5. 委員長、副委員長、委員の任期は定めない。

第9条(顧問、会友)

1. 本研究会に顧問、会友をおく(数は定めない)。
2. 顧問、会友は本研究会の活動に著しい貢献があった会員の中から、運営委員または実行委員の推薦により、運営委員会の承認をもって就任する。
3. 顧問は、適宜、本研究会への提言を行う。
4. 会友は、適宜、本研究会の活動への支援、助言を行う。
5. 顧問、会友の任期は定めない。

第10条(会計)

1. 本研究会の事業遂行に要する費用は定例研究会、セミナー等の参加費、寄付金、その他の収入による。
2. 本研究会の会計は、応用物理学会(以下、学会という)会計に包括処理され、資産は学会に帰属する。
3. 国際会議に関わる会計については、本研究会会計には含まない。

第11条(事業計画および予算、ならびに事業報告および決算)

本研究会の事業計画および予算、ならびに事業報告および決算を学会理事会に報告するものとする。

第12条(研究会存続・解散)

1. 本研究会の存続は、3年目ないし延長後3年目の6月末までに学会に申し出て、学会理事会の承認をうるものとする。
2. 存続の意思がなく、本研究会を解散する場合には、その旨を学会理事会に申し出るものとする。

第13条(規程の制定および改正)

1. 本規程の改正は、学会総務担当理事の承認を得るものとする。
2. 本研究会で賞を新設する場合は、その趣旨と関連規程を学会総務担当理事に提出し、承認をうるものとする。関連規程の改正についても、学会総務担当理事の承認を得るものとする。

付則

本規程は2015年1月1日より適用する：2014年12月8日 総務担当理事承認